

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 小池 ゆかり



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済車両売払い
- (2) 規格・単位・数量 : 仕様書、内訳書のとおり
- (3) 引 渡 場 所 : 目達原駐屯地
- (4) 引 渡 期 限 : 代金納付の日から5日以内(令和5年10月13日(金)までに搬出)
- (5) 代金納付期限 : 令和5年10月13日(金)

※注 納入告知書交付まで、契約日から最大1ヶ月程度を要する場合があります。納入告知書に基づき代金の納付となります。

2 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)で、「物品の買受け」のC等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者。
ただし、契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」のすべてを有する者。「引取業者の登録」を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、下請負承認申請書を事前に提出し、契約担当官の承認を受けた者
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項及び入札参加者心得を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 契約課、陸上自衛隊九州補給処ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所 : 実施しない。

入札日時場所 : 令和5年8月28日(月)10時00分 九州補給処 調達会計部 入札室

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金:免除
但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金:免除
但し、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の方法

総額決定(税込) (同価の場合は、抽選により決定) 予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。
予定価格に達しない場合は再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和5年9月5日(火)9時30分に再度入札を実施する。

7 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (3) 電信、電話による入札
- (4) 入札執行時刻に遅延した入札、その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書の作成の要否 : 作成する。

9 その他

- (1) 第2項第3号に示す「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」(写)、第2項第4号に示す「登録書」(写)、「許可書」(写)、「下請負承認申請書」は、令和5年8月23日(水)12時00分までにFAXで提出し、原本を入札前までに提出すること。
- (2) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額を違約金として徴収する。また、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
- (3) 売払い物品の所有権の移転時期を明確にするため、契約に際し、標準契約書の「売払い物品の解体に関する特約条項」を付するものとする。
- (4) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (5) 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- (6) 郵便による入札の場合は、令和5年8月25日(金)12時00分までに必着するように送付すること。
その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- (7) その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所:陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- (8) 入札書は消費税込で提出すること。
- (9) 第2項第6号の「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- (10) 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

10 公告掲示場所

- (1) 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- (2) 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- (3) 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

11 問い合わせ先

- (1) 住所等 〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- (2) 入札に関する事 調達会計部契約課第1契約班 担当 松尾(内線2317)
- (3) 売払物品に関する事項 総務部管理課 担当 岩永(内線2254)

内 訳 書

別紙

No.	品 名	規 格	単 位	解 体 層	非 解 体 層	数 量 計	備 考
1	鉄	鋳物	KG		4,343.60	4,343.60	
2	鉄	H2	KG		7,011.20	7,011.20	
3	鉄	H3	KG		8,245.60	8,245.60	
4	鉄	H4	KG		2,734.50	2,734.50	
5	銅	並	KG		67.40	67.40	
6	銅	下	KG		7.60	7.60	
7	真鍮	鋳物	KG		10.80	10.80	
8	アルミ		KG		290.30	290.30	
9	鉛		KG		142.20	142.20	バッテリー
10	ガラス		KG		193.10	193.10	
11	ゴム		KG		1,574.90	1,574.90	
12	未価値品		KG		2,284.80	2,284.80	
			以 下	余 白			
	合計				26,906.00	26,906.00	

不用決定車両:防衛専用車両等(5両)
 ※細部は仕様書のとおり

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済車両売払い		GV-Z001013C
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成30年 6月13日
	変 更	令和 4年 7月14日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下，“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は，“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。
- b) 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

c) 売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破碎又は溶解後15日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

4.2 安全管理

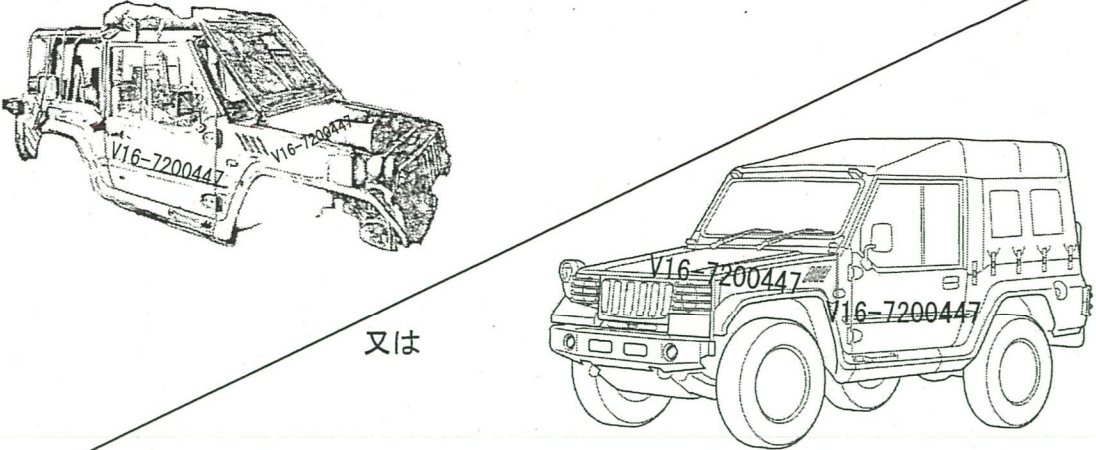
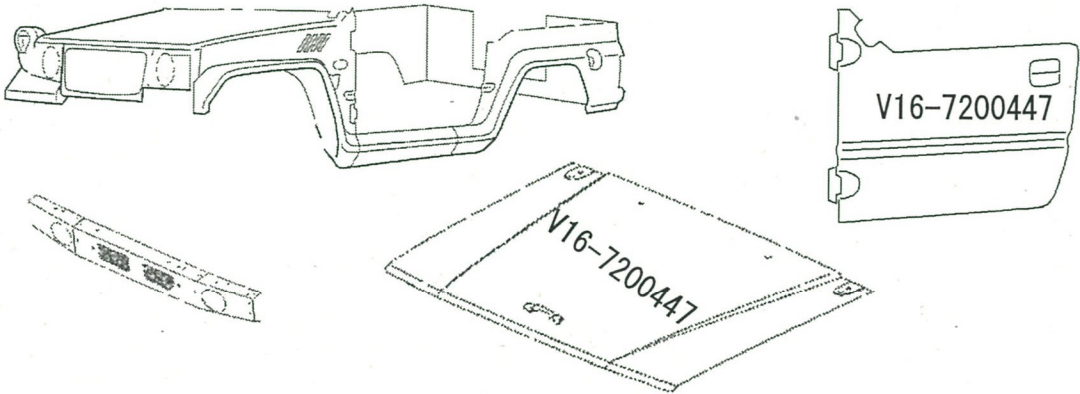
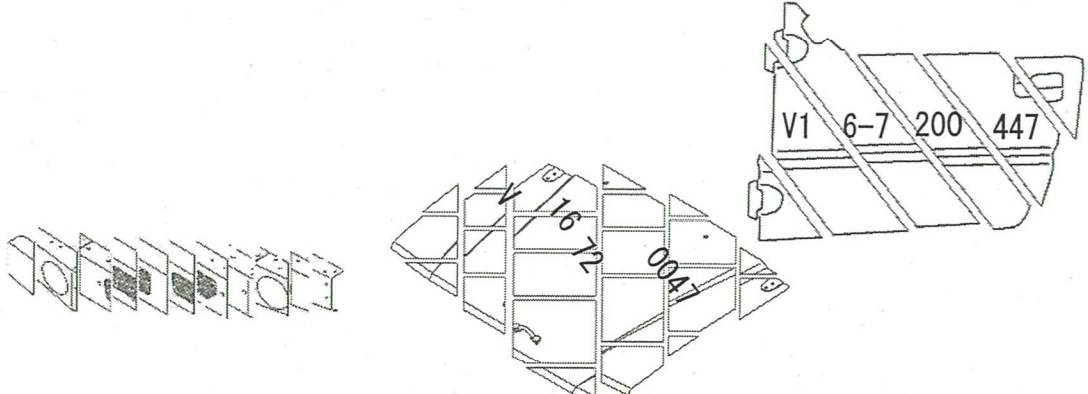
売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

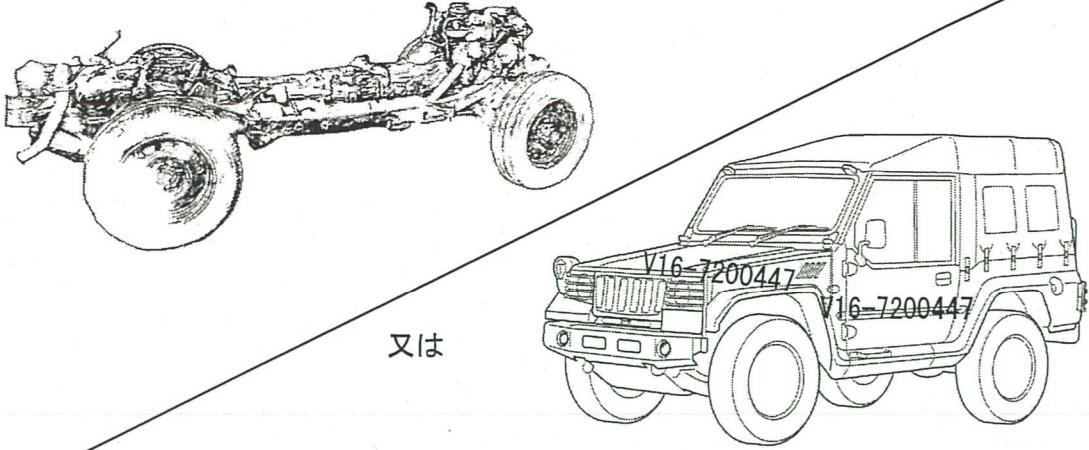
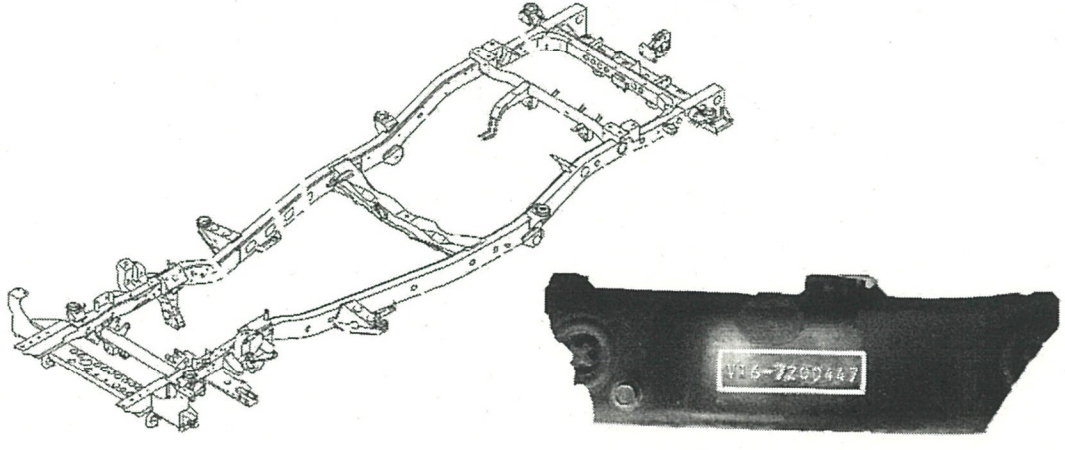
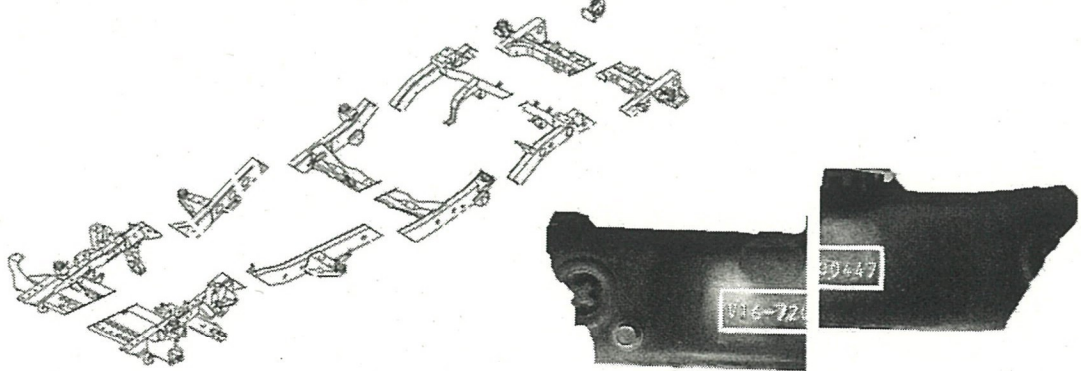
表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	—
4 ^{c)}	解体及び破碎(又は溶解)の工程写真			作業完了後15日以内	車台番号ごと、作業前、解体後、粉碎(又は溶解)後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。
5 ^{c)}	解体証明書				様式は、図3による。
6 ^{c)}	破碎(又は溶解)証明書				様式は、図4による。
<p>注^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。</p> <p>注^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。</p>					

車台番号 (車番)	<p style="text-align: center;">○○○○○○○ (○○-○○○○○)</p>
	<p style="text-align: center;">キャビン・ボデー等外装部品</p>
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ） 車台番号を付したボンネット及びドアなどは単独で撮影する。</p> 
破砕又は 溶解後	<p>破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片が分かるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> 

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図1-工程写真の様式

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	フレーム
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p>  <p>又は</p>
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
破砕又は 溶解後	<p>破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片がわかるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> 

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図2-工程写真の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載

※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3—解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破碎（溶解）証明書の様式

調達要領指定書	発簡番号	売払要求番号 第 3 号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和5年 7月26日
	作成部課	九州補給処総務部管理課
	作成年月日	令和5年 7月26日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013C	

指定事項

1 売払い

1.1 売払い車両

番号	品目	型式・形状	単位	数量
1	1/2tトラック	三菱V16BBSFA・ボンネット	台	1
2	3.1/2tトラック	いすゞSKW475・キャブオーバー	台	1
3	3.1/2tトラック(ウインチ付き)	いすゞSKW475・キャブオーバー	台	1
4	業務車1号	ニッサンDBA-JY12・ステーションワゴン	台	1
5	バキュームスイーパー	P-FC112AA	台	1

1.2 現地(物)確認及び引渡日

現地(物)確認及び引渡日は、平日0830から1700までの間とし、2日前までに契約担当官へ通知するものとする。

2 提出書類

2.1 表1に示す書類及び使用済自動車引取証明書(様式は、図3による。)を提出する。

2.2 提出先は、九州補給処総務部管理課補給班とする。

使用済自動車引取証明書

1	使用部隊名	
2	リサイクル券番号	
3	車台番号	
4	車名(車両番号)	
5	預託金額(円)	
6	引取業者	登録番号
		氏名
		事業所名称
		所在地
7	引取年月日	

印

図3-使用済自動車引取証明書の様式